

一般廃棄物処理業許可証（収集・運搬）

住 所 神奈川県藤沢市西俣野69番地の13

氏 名 株式会社紺野企業
代表取締役 紺野大三郎

令和3年2月24日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	神奈川県綾瀬市深谷上八丁目6番24号 株式会社紺野企業綾瀬第一工場
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物（ごみ）
収集・運搬の別	収集・運搬
営業の区域	海老名市内
処 理 料 金	海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例第27条の規定に準ずる。
営業許可期間	自 令和3年4月1日 至 令和5年3月31日
条 件	別紙のとおり

令和3年3月10日

海老名市長 内 野 優



（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、海老名市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、海老名市を被告として（訴訟において海老名市を代表する者は海老名市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- 上記1又は上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

	申 請 年月日	許 可 年月日	事 項	変更内容	許可印
事業範囲の変更記録					

	変更年月日	事 項	変 更 内 容
の氏			
名			
所			
・			
在			
代			
地			
表			
者			
等			
・			
の			
事			
変			
務			
更所			

海市

(別紙)

許 可 条 件

業者名： 株式会社紺野企業

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条及び同法施行令（昭和46年政令第300号）第3条及び同法施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2並びに海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例及び規則（平成5年条例第8号、平成5年規則第9号）並びに海老名市長の指示に従い適正に処理すること。
- 2 収集、運搬業務にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条第1項の規定に従い、廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。また、悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずること。
- 3 許可を受けた者が、許可事項の変更を必要とする場合は、海老名市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する規則（平成5年規則第9号）第4条及び第8条に定める手続きをしなければならない。
- 4 取り扱う一般廃棄物は、分別を徹底するとともに、減量化、資源化に努めること。
- 5 収集、運搬車両には、当許可証の写しを常備すること。



取扱事業所一覧

和光紙器(株)本郷倉庫、(株)月島物流サービス（厚木営業所）、(株)シンデン・矢口特定工事共同企業体（県央方面特別支援学校新築工事現場）